

■ 専業農家

同じ世帯に農業以外の仕事をしている人がいない農家を意味します。

た行

■ 棚田

傾斜地に等高線に沿って作られた水田のことです。田面が水平で棚状に見えることから、この名称で呼ばれています。

■ 棚田地域振興法

貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など）の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に、令和元年に施行された法律です。

■ 地産地消

地域で生産された農産物を、その生産された地域内において消費することです。

■ 中核市

1995年度に開始された、市の事務権限を強化することが可能となる都市制度です。2015年度より「人口20万人以上」である政令指定都市以外の都市が中核市指定の要件となっています。

■ 田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発や建築の規制を通じてその実現を図るため、都市計画法の住居系用途地域の一類型として平成30年に創設されました。

■ 都市農業

平成27年に施行された都市農業振興基本法第2条において、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」と定義されています。また同法に

おいて、都市農業の多様な機能として、新鮮な農産物の供給、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民の学習・交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成が挙げられています。

■ 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多面的機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として平成27年に施行された法律です。

■ 都市農地

都市農業のための利用が継続される土地のことです。

な行

■ 認定農業者

作成した農業経営改善計画（5年後の目標とその達成のための取組内容を記載）が市町村に認定された農業者を指します。認定により優先的な支援を受けることができます。

■ 農業振興地域整備計画

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて定められるもので、農用地の利用や保全の方針をまとめた計画です。

■ 農商工連携

農業者と商工業者が互いの技術やノウハウを活用して、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むことを意味します。

■ 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者などの農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者などの自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組み。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者などの生活の質の向上などが期待されています。